

徳島県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年四月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

三好南岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	堤 敏 博		三好郡東みよし町加茂五七九〇―一
同		楠 利 幸	同 五三三四―一